

氷見市告示第42号

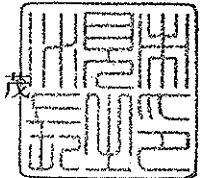
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により本市内の字の区域を次のとおり変更し、及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による蒲田地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成17年6月27日

氷見市長 堂 故



1 字の区域の変更に関するもの

従前の大字、字の区域を変更し、大字「蒲田」に編入する区域		
大字名	字名	地番
神代	脇ノ田	2815、2816の1及び2817から2821まで
矢方		419から422まで、429及び430

上記区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
	字名	地番

蒲田	大境	<p>1、3から7まで、12から22まで、23の1から23の3まで、24から33まで、35、37から48まで、86から98まで、100から131まで、146から179まで、180の1、180の2、181から186まで、189から208まで、209の1、209の2、210の1から210の3まで、213から233まで、234の1、234の2、235から241まで、242の1、242の2、243から246まで、247の1、247の2、249の1、249の2、251、252の1から252の3まで、253から259まで、261、262、264から269まで、271の1、271の2、272の1、272の2、273の1、273の2、274、275の1、275の2、276、277の1、277の2、278、279の1、279の2、280の1、280の2及び281から283まで</p>
	道辻	<p>449、450の1、450の2、451の1、451の2、452の1、452の2、453の1、453の2、455から457まで、458の1、458の2、459から462まで、463の1、463の2、464の1、464の2、465から469まで、470の1から470の3まで、474、475、476の1、476の2、478、479の1、479の2、480から485まで、486の1、486の2、494から498まで、499の1から499の3まで、500から508まで、509の1、509の2、510の1、510の2、511から515まで、516の1、516の2、517の1、517の2、519から525まで、527の1から527の4まで、529から540まで、541の1、541の2、542の1、542の2、543の1、543の2、548の1から548の4まで、549、554の3、616の1、616の2、617の1、617の2、618から624まで、625の1、625の2、626から635まで、636の1、636の2、637、638、639の1、639の2、640の1、640の2、648の1から648の6まで、649から654まで、655の1、655の2、656の1、656の2、657から671まで、672の1、672の2、673の1から673の4まで、676の1、676の2、677から680まで、681の1、681の2、682、683の1から683の4まで、685の1、685の3、695の1、695の2、696の1、696の2、697の1から697の3まで、698、699、701から704まで、705の1、705の2、706から709まで、710の1、710の2、711の1から71</p>

	1の3まで及び713の1から713の3まで
保古田	969の1、969の2、970の1、970の2、971から975まで、977、979から982まで、983の1、983の2、984、985の1、985の2、986の1、986の2、987の1、987の2、1016の1、1016の2、1017の1、1017の2、1018の1、1019の1、1019の2、1020、1021の1、1021の2、1022の1、1022の2、1023、1024の1から1024の3まで、1025の1、1025の2、1026から1031まで、1032の1、1032の2、1033の1から1033の4まで、1034、1035の1、1035の2、1036の1、1036の2、1078の2、1078の3、1079の1、1079の2、1080の1、1080の2、1081の1、1081の2、1082から1084まで、1085の1、1085の2、1086、1087、1088の1、1088の2、1090から1107まで、1108の1、1108の2、1109、1110の1、1110の2、1111の1、1111の2、1112の3、1178の3、1179の2、1181の3、1183の3、1184の1、1184の2、1185の1、1185の2、1186から1189まで、1190の1、1190の2及び1191から1198まで
弥次郎	1211の2、1214から1220まで、1221の1から1221の6まで、1222から1224まで及び1236

上記区域内にある市有地の全部を含む。